

平成29年度第8回南関町農業委員会会議録

平成29年11月10日(金)
午後1時30分開会
南関町役場第一会議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
 - 1番 松本泰典君
 - 2番 荒木勝治君
5. 議 事
 - 第24号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第25号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
6. その他
7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 松本 公正 君	副会長 竹島 久利 君
1番 松本 泰典 君	2番 荒木 勝治 君
3番 釘崎 眞貴子 君	4番 矢野 房幸 君
5番 原 靖 君	6番 山本 精武 君
7番 荒木 茂 君	8番 田崎 芳憲 君
9番 北原 照代 君	

四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

事務局長 寺本 藤雄 君
書 記 上田 賢 君

平成29年度第8回南関町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

1. 開会

○副会長（竹島 久利君） 起立、時間となりましたので、ただいまから第8回の農業委員会総会を開会します。礼。

○事務局長（寺本 藤雄君） では、始めていきます。

本日は、全員出席でございますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（寺本 藤雄君） それでは、農業委員憲章を9番、北原委員さん、よろしくお願ひいたします。

○9番（北原 照代君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（寺本 藤雄君） ありがとうございます。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（松村 公正君） こんにちは。ご苦労さんでございます。

いよいよ今年もあと50日あまりになりまして、何かとお忙しい中の総会でございます。

また、取り入れも大体終わって、靱がちょっと残っているかなというぐらいの感じでございますが、今年はちょうど一番忙しい刈り方の最中に雨が続きまして、なかなか大変だったと思います。そういうことで、品質のほうはどうかと思いますが、もう、これはまたしょうがなかということでございまして、また来年にかけなしょうがなかと思います。

今日は、まず、それから昨年もお願ひしとった年末助け合いのほうを1,000円ずつお願ひしてするならばと思っております。資金のほうは積立のほうから回すということで、適正委員会委員さんのほうも来月は忘年会を予定しておりますので、その中でお願ひするならばと考えてるところでございますので、よろしくお願ひしておきます。

○事務局長（寺本 藤雄君） ありがとうございます。

それでは、以後の議事の進行は、松村会長にお願ひいたします。

発言しようとするときは議長の許可を受けないけないとなっております。

また、携帯につきましては、電源を切られるか、マナーモードにされますようお願いいたします。

それでは、会長、お願いいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（松村 公正君） それでは、これより議事に入りたいと思います。

まず、議事録署名人の指名をいたします。今回は議事録署名委員として、1番、松本委員、2番、荒木委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

-----○-----

5. 議 事

○議長（松村 公正君） それでは、審議に入ります。

第24号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局よりの説明をお願いいたします。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明申し上げます。

第24号議案、農地法3条第1項の規定による農地の許可申請についてご説明いたします。

1番、受付日、平成29年10月16日、申請番号111号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりで、交換による所有権移転です。

2番から4番は一つの申請になります。受付日、平成29年10月25日、申請番号115号。譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりで、贈与による所有権移転です。

5番から15番は一つの申請になります。受付日、平成29年10月25日、申請番号116号。譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりで、売買による所有権移転です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（松村 公正君） 1番の件を追加でちょっと言ってもらってよかでしょうか。

○事務局（上田 賢君） すみません、1番について補足の説明をいたします。

今回、交換という形で1筆だけ出ておりますが、あとのもう片方の分はないということは議案書を見て思われたかと思います。今、公営のほうで計画されている基盤整備完了後にその農地をお渡しをされるというふうにお話を伺っております。なので、理由は交換となっておりますが、内容はここの中の考えは贈与という考えでも問題はないかと思います。

以上、補足の説明を終わらせていただきます。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

第24号議案は、農地法第3条1項の規定に基づく許可申請3件でございます。

ただいまの説明に関連して、現地調査に出向されました委員さん方より補足説明をお願いいたします。

まず、8番の田崎委員、続きまして、2番、荒木委員、5番、原委員、順次お願いいたします。

○8番（田崎 芳憲君） 現地は小屋に関する農業・・・の右下になります。現に今は（コシタ）の田んぼ、963番、これと・・・1枚でつくっておられます。交換ということで、この基盤整備がちょっとこの図面では見えませんが、小屋をちょびっと図面にするなら下のほうへ下りた左の上のほうに、譲渡人と譲受人の土地がありまして、一応、そこに基盤整備したところで交換の用地をあるところです。

以上、こういうところです。

○議長（松村 公正君） 続きまして、2番、荒木委員さんお願いいたします。

○2番（荒木 勝治君） 2番、荒木です。

2日の日に末竹推進委員さんと事務局と3人で行ってまいりました。場所は○○○議員さんで扱いは分かりますでしょうか。そこから北のほうに行ったところなんです。ここは全部開田になってましたね、開田だったです。ぼってん、一番奥というですかね、これまっすぐ行けば○○○のほうに行くんじゃないでしょうかね。その左側の奥ということです。もともとは○○○の人は○○○の妹さんになるらしいです。お嫁に行かれたときに持参付の形でもらって行って、それを管理は○○○さんが今までやっていたらしいです。それで、何ら問題はないと思って見てまいりました。そういうことでよろしく申し上げます。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

続きまして、原委員、お願いします。

○5番（原 靖君） 原です。

11月2日に中河原三郎さんと一緒に3人で現地を回ってきました。見てのとおり、場所は○○○から○○○の方へ曲がれば行きますので、その前に今福祉の介護施設が建設中ですが、その隣接の土地です。これを売買というか買われる方も同じ○○○さんですが、土地は昔ながらの人しか登れないようなところの一畝とか二畝と、ないようなところに集まりで、非常に筆数が大変多いです。実際、この社会福祉法人のほうも○○○のほうで農業もやっておられますので、そちらのほうで管理するということでした。そして、これでは今現在では管理できないので、造成というかちょっと広めてから管理しやすいようにしていくということをお伺いしております。何ら問題ないと思いますが、審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（**松村 公正君**） ありがとうございます。

事務局、委員さんの説明が終わりました。この件につきまして、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。ございませんか。

（なしの声）

○議長（**松村 公正君**） ないようでございますので、採決いたします。

第24号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（**松村 公正君**） ありがとうございます。

異議なしと認め、第24号議案は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、第25号議案、農地法第5条1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いいたします。

○事務局（**上田 賢君**） 事務局よりご説明申し上げます。

第25号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請についてご説明いたします。

1番、権利の種類は所有権移転。受付日、平成29年10月25日、申請番号114号。譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおりで、売買による所有権移転です。転用の目的は、太陽光発電システムの設置です。

2番、権利の種類は賃借権設定。受付日、平成29年10月16日、申請番号110号。貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりで、賃借権の設定です。転用の目的は、宅地転用、そば店になります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（**松村 公正君**） ありがとうございます。

第25号議案は、農地法第5条1項の規定に基づく許可申請2件でございます。

ただいまの説明に関連しまして、現地調査に出向されました委員さんの補足説明をお願いいたします。6番、山本委員。

○6番（**山本 精武君**） 6番の山本です。

2日の日に事務局と推進委員前川さんと現地確認に行ってきました。場所は上坂下の玉名と大牟田方面に分かれる信号機の交差点がありますが、それから800mぐらい〇〇〇寄りに、ちょうど左から右にカーブしているところの道路沿いに、今はもうすでに太陽光発電が一つありますけども、その奥にずっと幅が50mぐらいの田んぼがずっと奥のほうに並んで、一番奥には堤があります。そのうちの下のほうから黒く塗ってあるところがこの物件ですけども、もともとは譲受人の方はこの集落の出身の方で、今は福岡に住んでおられますけど、私と歳が変わらない人ですけ

ど、その人が相続されとったと思います。それで、今回この仲介をされた方の話によりますと、会社の税金対策で土地を購入してそのまま住むということでした。近所の小学校も出てるということでしたので、皆さんの審議をよろしくお願いします。

○議長（松村 公正君） 続きまして、5番、原委員、お願いいたします。

○5番（原 靖君） 11月2日に先ほどの後に回りまして、〇〇〇の北側のほうのうどん屋さんがありますね、そこの道向かいになります。ほとんどもう何十年と耕作されておりませんので、草切りだけされているような状態だったんですが、今回、今現在、〇〇〇温泉で〇〇〇というそば屋さんをされてる方がこちらでそば屋さんをされるということでした。周りの承諾も取れてますし、排水のほうもちゃんと取れていますので、何ら問題ないと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（松村 公正君） ありがとうございます。

事務局、委員さんの説明が終わりました。この件につきまして、何かご意見、ご質問ございませんか。ございませんか。はい、どうぞ。

○1番（松本 泰典君） 1番の松本です。

1番の太陽光の上下は田ですか。

○6番（山本 精武君） みんな今の現況は休耕田として草刈して管理されておりました。半分です。

○1番（松本 泰典君） いや、上と下ですよ。

○6番（山本 精武君） 上と下も。

○1番（松本 泰典君） 田んぼですか。

○6番（山本 精武君） 田んぼです。

○1番（松本 泰典君） 用水関係ある。

○6番（山本 精武君） この真ん中を正式な水路じゃないんですけども、何か話し合いでつくられたような水路がありました。仲介をされた方の話によりますと、1mぐらいのパイプを立てて、その上にソーラーを並べると、そういうことで管理のほうはできますというお話をされましたけど。斜めに鍬で掘ったような水路があったんです。U字溝も何も入らん、ただ、話し合いでされたかどうか分かりませんが、右のほうから斜めにこぎゃんしてある現状ではありました。

○1番（松本 泰典君） ここは昔、自分たちのころは山越えして。

○6番（山本 精武君） はいはい、そうですそうです。

○1番（松本 泰典君） 農道が通ったですたいね。

○6番（山本 精武君） はい、そのとおり、そうです。これは今へ行く道がもう今は新しく左の方にできてますので。

○1番（松本 泰典君） できとるけん通らんばってん。農道が今でもあるでしょ。

○6番（山本 精武君） ありますけど、もう通られません。もう乗り越しはできんようになってます。もう落ちたりけががしていたり、土嚢が落ちたり。

○1番（松本 泰典君） 用水には問題なかわけですたい。

○6番（山本 精武君） はい、承諾は受けとるということでしたから。

○1番（松本 泰典君） 分かりました。

○議長（松村 公正君） ほかにございませんか。

今、言われましたように、下のほうに水田があるということで、この辺りがどがん変わるか分からんけんですね、その辺りの確保はお願いしたいと思います。

○6番（山本 精武君） 現状として、一番下の〇〇〇だけには稲は作ってありました、今年。稲を刈った跡がありました。ほかはずっと全体に奥まで休耕田ということでした。現在の状況はですね。

○議長（松村 公正君） ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、採決いたします。

第25号議案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（松村 公正君） 異議なしと認め、第25号議案は原案のとおり許可相当であると意見決定いたしました。

-----○-----

6. その他

○議長（松村 公正君） 続きまして、その他報告事項。何かございますか。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明というかはさせていただきます。

追加でお配りした、こちらの農業委員農地利用最適化推進委員の皆さまという形でアンケート調査等のお願いというのをお配りをしている分をご覧ください。

先日、7日の日に県のほうで会議がありまして、12月と1月に農地等の利用最適化推進強化月間を設けて、県内の農業委員会全部でアンケート調査等の取り組みを行いたいというお話がありました。今後の農地の利用等をどういうふうに考えていらっしゃるか。5年後、10年後とかのやつアンケートのほうを、こちらめくっていただいた3ページ目にアンケートのほうを付けておりますが、こちらのほうのアンケートを各家を訪問していただいて、取っていただきたいというふうに思っております。全部というのは当然無理だと思いますので、例えば、一つの部落の中の、それぞれ、例えば、行政区で大きさが違うところあるかと思っておりますけども、例えば、その内のこの小組合とかで20戸前後のところを回っていただくか、行政区があまり大きくないところは全戸というところでもかまいませんので、そういっ

た形でちょっと一つの集落をアンケートを採っていただければと思っております。一応、取り組み期間としては12月から1月末までのほうが期間となりまして、まず、どこの集落をされますかというのを、今月の24日までに県のほうに報告をしないといけませんので、すみませんが、今日でなくて後日でも結構です。あと何枚アンケート用紙があるのかというのご連絡をいただければと思います。そしたら、アンケート用紙をまた改めてその枚数お送りをさせていただきたいと思っております。あと、これ農業委員さんと最適化推進委員さんのほうということになりますので、お手数なんですけど、各それぞれ最適化推進委員さんのほうにも同様のちょっとお話をしていただければと思っております。ちょっと急な話なもので、こちらから委員さんを全部集めてというのが、ちょっと今困難な状態になりますので、ちょっとお手数ですがお願いいたします。何かご質問があればお受けいたします。

○9番（北原 照代君） すみません、これは農地の所有者ですか。小作されてる人もですよ。

○事務局（上田 賢君） そうですね、小作されてる方もです。今後農地利用のお考えだけですね。

○5番（原 靖君） 20件ぐらい。

○事務局（上田 賢君） 20件程度というふうにしてありますので、例えば、お住まいのところは行政区で30戸あるという場合には、それはもう分けるとたぶん面倒くさいと思いますので、全部一遍にしたほうがよかろうということでも、全然、こちらとしては願ったり叶ったりというか、多い分にはお願いしたいと思っております。小作の方のほうはもう外していただいて結構です。あくまで農地をどうされるかというほうに。

○9番（北原 照代君） 農地をどうするかどうかだろうたい。

○事務局（上田 賢君） 小作されてる方は、たぶん続けられるかどうかというところで、返された後は、結局、農地の方がどうされたいかというところになるけんですね。

○6番（山本 精武君） この紙で来るんですか。

○事務局（上田 賢君） この紙で来ます。ちょっと文字の見にくかけんが、この黒塗りのところはちょっと見やすかごた形とか、あと一緒に配っていただきたいチラシなんかもあれば、それもお付けしてからというふうには思ってますけども、基本アンケートの内容はこちらになります。

○10番（竹島 久利君） これは黒字の中にチェックすればいいとね。

○事務局（上田 賢君） はい、いいです。

（雑談あり）

○議長（松村 公正君） ないようでございますので、お諮りいたします。

本日の議決事件等の字句の整理を議長に一任していただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(裕村 公正君) 異議なしと認め、処理することにいたします。

今日は慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。これをもちまして議長の席をおりさせていただきます。

-----○-----

7. 閉 会

○事務局長(寺本 藤雄君) では、閉会を副会長、お願いいたします。

○副会長(竹島 久利君) 起立。

これをもちまして、第8回の農業委員会総会を閉会します。礼。

-----○-----

閉会 午後・時・・分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人